

特定非営利活動法人トラストワークス虐待防止委員会設置規程

特定非営利活動法人 トラストワークス

(委員会の目的)

第1条 特定非営利活動法人トラストワークス(以下「当法人(事業所)」という。)において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の自立・安全・社会参加・人権保護の観点から、虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という。)の推進に関する委員会を設置する。

(名称)

第2条 当法人(事業所)が主宰する委員会の名称は特定非営利活動法人トラストワークス虐待防止委員会(以下「委員会」という。)とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は次のとおり構成する。

- (1) 委員会に委員長を置き、理事長があたるものとする。
- (2) 委員長は委員会の会務を統括し、議長となり委員会を招集するとともに、議事の円滑な進行を図る。
- (3) 副委員長は委員の中から委員長が指名し、委員長を補佐する。また委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 虐待防止担当者は、サービス管理責任者があたるものとする。
- (5) 委員は、委員長が指名した者とする。
- (6) 役員は無報酬とする。

(委員の任期)

第4条 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、定期的に開催する。当法人(事業所)で虐待事例が発生した場合には、必ず開催する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会はテレビ会議システム等を活用して行うことができるものとする。

4 委員は委員会に出席することができない場合には、あらかじめ委任状(様式第1号)をもつて、委員長もしくは他の委員に議事の協議について委任すること、または議事に係る意見等を書面により提出することができる。

5 議事は委員の合意によって決するものとするが、協議が整わないときは委員長および副委員長の協議によるものとし、委員長および副委員長の協議が整わないときは委員長が決するものとする。

6 第4項の規定による議事の協議の委任があったときは、第2項および前項の規定は、委員が出席し、議事の合意に加わったものとする。

7 委員長は委員会の運営のために必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

9 その他委員会の開催が必要な場合は、委員長が招集する。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

(2) 「虐待防止のための指針」「倫理綱領に基づく行動規範」「虐待の分類」「虐待発見チェックリスト」等の整備と啓発、ならびに定期的な見直しおよび加筆修正を行う。

(3)「虐待発見チェックリスト」による確認の結果、必要な場合は調査を行い、虐待や虐待の

おそれがあるときは事例の分析を行い、発生原因および結果を取りまとめ、再発防止策を講じる。

- (4) 虐待防止に係る研修を、原則年1回および職員採用時に実施する。
- (5) 当法人(事業所)で発生した事故等で虐待が疑われる場合には、委員会において対応を行う。
- (7) 虐待防止に関する決定事項や具体的対策を当法人(事業所)全体に周知する。
- (8) 法令及び制度の変更がある際には委員会を開催し、規程等の見直しを行う。
- (9) その他、虐待および虐待防止関連で検討が必要な場合、その対応を行う。

(委員会の責務)

第7条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 職員の虐待防止意識の向上を図り知識習得の場を設けるとともに、相談・報告できる体制を整備する等して、虐待のない環境づくりをめざす。
- (2) 委員は日頃より社会福祉法等関係法令の知識習得ならびに人格(アイデンティティー)の向上をめざす。
- (3) 委員は日頃より利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に改善を求め、指導を行う。
- (4) 虐待のおそれのある事案や、支援等に問題のある事案が発生した場合には、他の委員会とも連携を取り、共同で会議を開催する等して虐待防止の対応、対策および改善を図るものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務処理および虐待に関する相談、苦情に対応するための事務局を特定非営利活動法人トラストワークス津山事業所に置く。

2 苦情および説明、同意については事業所の利用契約書および重要事項説明書に準拠し対応する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り定めることとする。

附則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表 1

特定非営利活動法人トラストワース虐待防止委員会委員名簿

	氏 名	役 職	区分	責務および役割分担
1	池田 誠	委員長	理事長	会務の統括・委員会の招集開催
2	佐野 英樹	副委員長	サービス管理者	委員長補佐
3	池田 乃利子	虐待防止担当者	サービス管理者	事案の確認・報告分析
4	平田 祐生	委員	理事	事案の報告・検討・分析